

平成26年度第5回八千代市子ども・子育て会議議事録

開催日時 平成26年11月21日（金）午後2時00分～午後4時05分

場 所 八千代市役所 旧館5階 第3会議室

議 題 (仮称) 子ども・子育て支援事業計画の素案について

出席者 委員 中山哲志委員（会長）、石田祥代委員（副会長）、櫻井陽子委員、友森恵美子委員、藤原由紀子委員、阿部三喜子委員、竹内孝江委員、奥村諭己委員、藤澤彩委員、丸山純委員、茂呂剛委員

八千代市 坂巻子ども部長、天川子ども部次長
〈元気子ども課〉松井課長、須藤副主幹、葛原主査、深山主査、河原主査
齋藤主任主事、佐源田主事
〈子育て支援課〉相原課長、佐藤副主幹、木村主任主事、
小川主任主事
〈すてっぷ21 大和田〉岡田副主幹
〈村上北保育園〉鷹野主任保育士
〈児童発達支援センター〉大山主査
〈母子保健課〉石橋副主幹
〈子ども相談センター〉藤山副主幹
〈男女共同参画課〉北村主査補
〈商工課〉木下主事
〈地域計画連合〉福原、渡邊

公開又は非公開の別 公開

傍聴者 2名

【議事録】

河原主査：ただいまより、平成 26 年度第 5 回八千代市子ども・子育て会議を開催します。会議に先立ちまして、委員の皆様にお伝えします。本日の会議は八千代市審議会等の会議の公開に関する要領の規定により会議を公開すると共に、会議録作成のため会議の状況を録音させていただきますのであらかじめご了承ください。なお、会議録には発言された委員の委員名と発言内容が記載され、市のホームページ等にて公開いたしますことも併せてお伝えします。また、本日は事業計画策定に向けて業務の一部を委託しております株式会社地域計画連合の方に同席していただいておりますのでご了承ください。

次に、昨日藤澤委員より確保方策に関する提案書の提出がございましたので、本日机上配布していただいておりますことをご報告します。

それでは、八千代市子ども・子育て会議条例第 5 条第 1 項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、中山会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

中山会長：皆さんこんにちは。それでは条例の規定により議長を務めさせていただきます。ただいまの出席委員は 10 名です。後ほど櫻井委員がお見えになると思いますので 11 名になると思います。八千代市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項の規定による定足数に達しておりますので、これより議事に入らせていただきます。

本日の議題は、お手元の次第の通り、「(仮称)子ども・子育て支援事業計画の素案について」であります。初めに事務局より、本日の資料の確認をお願いします。

<資料の確認>

中山会長：それでは、「(仮称)八千代市子ども・子育て支援事業計画(素案)」について事務局より説明を求めます。

須藤副主幹：それでは事務局より本日の議題、「(仮称)子ども・子育て支援事業計画の素案について」、ご説明します。資料 26-5-1、「(仮称)八千代市子ども・子育て支援事業計画(素案)」をご覧ください。

「(仮称)八千代市子ども・子育て支援事業計画(素案)」の目次となっておりますが、前回の子ども・子育て会議でこの素案の骨子についてご説明しましたように、6 章立ての 84 ページでの構成となっております。また、資料につきましても、計画の策定体制、皆様にご参画いただいている八千代市子ども・子育て会議に関するもの、この素案を作成するにあたりまして、昨年調査等を行っておりますが、「八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート・ニーズ調査の実施概要」、さらに、この素案の中に使用されております用語解説などを資料編という形で構成してまいりたいと考えています。

では、まず初めに 1 章、2 章、3 章を続けてご説明いたします。4 ページ、5 ページをご覧ください。この 1 章につきましても、計画策定において子ども・子育て支援法の第 61 条第 1 項により、市町村は実施主体として子ども・子育て支援事業計画を策定することと規定されております。また、これまでの次世代育成支援対策推進法の第 8 条第 1 項において、市町村は次世代育成支援行動計画を策定するものと規定されておりました。この規定に基づき、

本市におきましても、平成 17 年に八千代市次世代育成支援行動計画の前期計画を、平成 22 年に同計画の後期計画を策定し、「子どもの元気がみえるまち」の実現のため、子どもに関わるさまざまな分野の施策を総合的に推進してきました。しかしながら、核家族の進展、地域とのつながりの希薄化等、子どもや子育て家庭を巡る環境はますます厳しいものとなっています。こうした中で、国は平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連三法を制定し、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度を施行することを予定しています。このようなことを踏まえて、本市におきましても、八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会による八千代市次世代育成支援行動計画の評価検証の結果、また、八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）の結果等を反映し、子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に整備することを目的に、この計画を策定するという内容がこの中に明記されています。

次に 2. 計画の位置づけをご覧ください。計画の位置づけにつきましては、先ほどご説明しましたように、子ども・子育て支援法の第 61 条の第 1 項に基づくとともに、平成 26 年 4 月 23 日の次世代育成対策推進法の改正に伴い、市町村における次世代育成支援行動計画の策定は任意となりました。しかし、他市の状況や本市の次世代育成支援行動計画推進協議会で行われた現行計画の評価・検証結果を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を次世代育成支援行動計画と一体的な計画として策定してまいりたいと考えます。また、本計画におきましては、八千代市総合計画を上位計画とし、関連部署の諸計画、国や県の関連計画との整合を図って策定してまいりたいと考えております。5 ページをご覧ください。上段の図が、計画の位置づけを表したものとなっております。

続きまして、同ページの 3. 計画の期間につきましては、子ども・子育て支援法において、本計画は 5 年を 1 期とした計画とすることと定められておりますことから、計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度とします。なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しについても検討していきたいと考えています。以上が第 1 章の内容です。

続いて第 2 章、八千代市の子ども・子育てをとりまく状況についてご説明します。8 ページをご覧ください。現行計画である次世代育成支援後期行動計画において、第 2 章は子ども施策を展開するために必要な八千代市の現状データを掲載していたことから、この本計画素案においても 4 章、5 章における事業等に関する基礎データとして、八千代市の人口の推移、世帯の状況、子育て家庭の状況、ひとり親の状況等のデータを、経年の比較がしやすいように、次世代育成支援後期行動計画のグラフなどの形態をほぼ踏襲した形で、23 ページまで記載しております。

続いて 26 ページをご覧ください。お手元に資料 26-5-2 も併せてご用意ください。この 3 章は本計画の大切な根幹である基本理念、その理念を実現するための基本的視点・基本目標が掲載されております。また、これらの理念や基本姿勢・基本目標を基に、4 章、5 章に施策や事業が位置づけられています。

まず、初めに 1. 基本理念につきましては、本計画の策定において子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項及び次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項、両項の策定における基本指針に基づき、また八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会から、これまで八千代市が子ども

や子育て家庭を支援する施策を推進するために掲げてきた次世代育成支援の精神、「子どもの元気がみえるまち」については、その実現においては前期計画・後期計画の10年のスパンではまだまだ達成されていないとの検証結果を踏まえ、引き続き、「子どもの元気がみえるまち」を基本理念として掲げ、子ども・子育てのための支援と環境づくりを展開していきたいと考え、次世代育成支援行動計画の基本理念を本計画の基本理念とし、記載しております。

文言につきましては、八千代市次世代育成支援後期行動計画で掲げられていた基本理念の文言となっております。「子どもの元気がみえるまち」と書かれているキーワードの下の2行目ですが、「全ての子どもたちが」という記述になっておりますが、現行計画の理念においては、「約3万人」という人口数の表記でありましたが、次世代育成支援行動計画推進協議会から、やはり全ての子どもたちに対しての視点が非常に重要であるということ、そして、人口については今後、推移もあることが考えられるため、記述を変更しました。あとは八千代市次世代育成支援後期行動計画の文言を踏襲しております。

次に2. 基本的視点についてご説明します。本計画は、八千代市次世代育成支援後期行動計画と、市町村子ども・子育て支援事業計画における基本的な指針等の趣旨を踏まえた上で、子ども・子育て支援に係る総合計画として、その基本理念を実現していくために、基本理念の実現に向けた重要なテーマとして、基本的視点を掲げています。この基本的視点については、現行の八千代市次世代育成支援後期行動計画では、4つの視点となっておりましたが、本計画においては5つとしました。それは八千代市次世代育成支援後期行動計画で定めていた基本的視点を単純に整理したわけではありません。現行計画の全ての基本的視点を再度精査した結果、八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会の検証結果や、近年の子どもの虐待、いじめの深刻化を踏まえ、これまでは基本的視点の1と掲げられていた「子ども自身が愛され、大切にされていると感じられる視点」の部分について、現行計画では基本的視点2、子どもの意見表明・参加の保障の視点となっていた内容を拡大したものととして、子どもの権利条約にうたっている生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利が保障され、虐待等から子どもが守られる、子ども自身が社会性を身につける環境整備が重要と考え、この順序を変更し、第1の視点としました。

また、次世代育成支援後期行動計画の第6の視点、「若者との協働を進める視点」においては、子ども・子育て支援法第60条第1項に沿って、国が示した基本的な指針により子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会で取り組むことが重要な課題とされていることを踏まえ、協働については若者だけではなく、シニア世代なども含めて社会全体で進めることが課題となると考え、同計画における第4の視点「親と子が地域につながる視点」、第5の視点「親と子の生活圏単位でまちづくりを見直す視点」に内包しています。

続いて28ページをご覧ください。ここについては、5-2の資料をご用意ください。3. 基本目標ですが、これまでの現行計画では、基本目標が基本的視点と同じレベルの内容になっているものがありました。そのため、基本目標について、より具体性を持たす必要があると考え、これまでは子ども・親・地域の3つの視点で基本目標を設定していましたが、そのことにより事業の重複を招いていたこともありましたので、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画の策定指針において示されている計画に盛り込むべき事項、必須記載

事項等を踏まえ、子どもの権利、安心して生み育てる、教育・保育の充実、子どもと親の学び、仕事と子育ての両立、地域で子ども・子育てを支える、社会環境の整備、この7つの視点を設定しました。大きな変更があるように見えますが、これまでの基本目標1「子ども自身が愛され、大切にされていると感じられる」については、新たな基本目標、「全ての子どもの最善の利益が守られ、一人ひとりの意志が尊重される」、基本目標「充実した教育・保育を選択することができる」、施策の方向「一人ひとりが大切にされる教育・保育の推進」といったところに継承されています。また、これまで基本目標の2「親も子どもと一緒に成長し、安心して子育てできる」については、新たな基本目標、「安心して子どもを生み育てることができる」、基本目標4「子どもや親が、共に学び成長することができる」、基本目標5「仕事と子育てを両立することができる」、以上の3つにつながっています。また、これまでの基本目標3「子どもの育ちと子育てを地域全体で支える」については、新たな基本目標6「子どもや子育て家庭を地域で見守り、支えることができる」、また、基本目標7「子どもや子育て家庭が安心・快適に暮らすことができる」につながっています。

新しい基本目標につきましては、八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会の検証結果に記載されております今後の課題から、八千代市内の全ての子どもに、子どもの命・成長・参加といった子どもの権利が保障され、子どもの最善の利益が尊重されるまちづくりを推進するという課題があるという思いを受けて、基本目標の1として子どもの最善の利益、意志の尊重を掲げたものです。

また、基本目標2「充実した教育・保育を選択することができる」については、子ども・子育て支援法の趣旨に基づき、教育・保育関連の目標を新設したものととなります。

また、基本目標7「子どもや子育て家庭が安心・快適に暮らすことができる」については、昨今の子どもの安全・安心に対する関心の高さなどを受けて、新たに安全・安心に関する目標を設定しました。

以上について、主に5-2の表の中では、基本的視点・基本目標の整理の仕方として、八千代市次世代育成支援後期行動計画の内容をほぼ踏襲し、部分的な組み替え、修正点をご説明しました。

続いて、施策の方向についてご説明します。これは八千代市次世代育成支援後期行動計画の体系の中では、施策の展開として35の項目があり、事業の体系が非常に多くなっていたことから、これまでの項目立てをいかしつつ、事業の方向性が分かりやすくなるように、改めて21項目に整理しました。ここでは変更された部分を簡単に説明し、詳しくは第4章で説明いたしたいと考えます。

では、どのような形で整理されて方向づけが変わっていったのかといいますと、まず、八千代市次世代育成支援後期行動計画体系と書かれている施策の展開という図の中にありますが、基本目標1「子ども自身が愛され、大切にされていると感じられる」、の具体的な目標1「子ども自身が「育つ力」をつける」、そして施策の展開の中で、「おとなになるための力をつける」ということに関しては、基本目標4「子どもや親が共に学び成長することができる」、さらに、施策の方向としては、「多様な体験活動と地域活動の充実」に位置づけられています。後ほど第4章においてその部分の具体的なところを説明したいと思います。1章、2章、3章については以上となります。計画の骨格となる考え方等についてのご意見をお伺

いしたいと考えます。よろしく申し上げます。

中山会長：ありがとうございます。この素案を見ていただくと、今の説明にあったように全体が6章までで編まれていることが分かるかと思います。今、最後に説明がありましたが、この素案の考え方、基本的な理念、枠組み、考えに基づいて、この後の4章以降、今の基本的な考え方を質問等で確認した方が良いと思うので、3章までに区切って何か不明な点があればご質問をいただけますか。

5 ページを開いていただくと、今回私たちの会議がどういうものかということで表を見ますと、国の施策もあり、特に今繰り返し述べられていた次世代育成支援対策推進法、そして子ども・子育て支援法に関連して八千代市がどういう取り組みをしてきたのか、そしてその計画の全体構成がまとめられています。こうした背景の中で、今の3章の考え方の中で、確認をしておいた方がいいことがあればお願いします。

藤澤委員：基本目標の記述の方法ですが、〇〇することができるという記述になっていますが、することができる主体は誰なのでしょう。保護者自身なのか、あるいは子ども自身、あるいは行政がやるのでしょうか。

須藤副主幹：子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援は、市としてどのように、全ての子どもとその保護者に実施していくかということになっております。それを中心に子ども・子育てに対して行政が実施主体として施策を行っていくと考えています。

藤澤委員：主語を子ども及び保護者と読み替えればいいのですか。

須藤副主幹：全ての基本目標1から7については、子どもと保護者という形で視点を合わせています。

6番、7番については地域の活動が入ってきていますが、子ども及びその保護者に対してどのような支援を行っていけばよいかということで基本目標を整理しています。

藤澤委員：6と7、これは主体が子どもや保護者ではなく、6について言えば、地域・社会が主語に、7については支えることができる主体というのは少し違う気がします。次世代育成支援行動計画の文言にこだわっていただいたのはいいと思いますが、もう少し時間をいただいて、こちらの検討をさせていただきたいと思います。それから、次世代育成支援行動計画を作っていた森田先生にはご意見をいただく機会があったのでしょうか。

中山会長：今、質問は2つあると思います。要するに主語に当たる部分が何なのかという点と、素案そのものには説明があったように、その主体を意識して書かれているのだけれども、実際に読んだ場合に、分かりにくいかもしれないということです。次世代育成支援行動計画からの考え方を踏襲したものとして作られているのだけれども、その点はどうか検討してもらいたいということですね。2つ目は、次世代育成支援行動計画の推進において中心になっていた先生がこのことについて見ていらっしゃるのかどうか。その点いかがでしょうか。

須藤副主幹：1点目についてはご意見として伺い、分かりやすい形に検討していきたいと思います。また、次世代育成支援行動計画においてご尽力いただいた森田先生へは、まだ、この素案をお示ししておりません。まずは、子ども・子育て会議の皆様へ素案をお示してからですので、本日の会議結果等を踏まえて、ご助言をいただくようなことも含めてこれからとなります。

中山会長：藤澤委員が発言された主語は誰かということは、確かに大変重要なところですが、その上で目標が立てられていることを踏まえて、今の指摘に対して、他の委員の方も、もしご発言があれば述べていただきたいのですが、より適切な表現があるかもしれません。また全体を読み

ば、この表現の中で十分に伝わる部分もあるかもしれません。この場で決められない部分はありますが、ぜひ大事な指摘に対する検討をお願いしたいと思います。

藤澤委員：文言がいくつか気になるところがあります。基本目標1のところ、一人ひとりの意志という表現、それから基本目標2、充実した教育・保育、この充実したという文言についてご説明をいただきたいです。

基本目標の1、最善の利益が守られ一人ひとりの意志が尊重される、その意志について。子どももいろいろな年齢があると思います。意志ではなくて、その存在そのものを尊重する。それで、意志の尊重というと、幼い子が躰の中できちんと守らなければいけない部分もあります。最善の利益が守られ一人ひとりが尊重されるということで、意志を入れなくても存在そのものが尊重されるということではよいのではないかというのが1点目です。

2つ目。充実した教育・保育を選択することができるという、この充実という言葉の持つ意味なのですが、今までは質の高い幼児教育・保育という言い方をしていたのですが、今回の新制度においては質と量の確保も言われています。これが選択することができるというような基本理念になっているのですが、つまり量の拡充と質、両方をおっしゃりたいのかなとは思いますが、この充実した、という文言はいかがなものかと思います。

中山会長：いかがでしょうか。1つ目、基本目標1に当たる一人ひとりの意志という言葉をあえて使われたところで、どのような考えがもとにあるのかということのご質問です。2番目は、充実したという言葉の使い方。こちらについて説明をお願いします。

須藤副主幹：貴重なご意見をいただきありがとうございます。まず初めの一人ひとりの意志が尊重されるという言葉ですが、子どもの存在につきましては、全ての子どもの存在と利益が守られという中で、生きる権利、守られる権利、育つ権利というものをきちんと保障していきたいということです。そして、一人ひとりの意志が尊重されるというところでは、参加する権利、子ども自身が自分の気持ちをきちんと表明できる場を作っていくということで、4つの基本的な権利を分けた言葉として基本目標1に掲げました。八千代市次世代育成支援後期行動計画の方の参加する場の保障というものが統合された形で基本目標1を作りましたので、参加するところを強調したく、意志が尊重されるという形にした次第です。ただ、今ご意見をいただきましたので、そのことについても皆様からご意見をいただければと思います。先ほどの「充実した」というのはどのようなものかということですが、質の高い教育・保育について、何をもち「質の高い」というのかなかなか難しいこともあります。今回、量的な部分、そしてまた確保だけではなく、きちんとした教育・保育を提供できることを考え、充実した教育・保育を選択することができることは、いろいろな保育ニーズがありますので、その保育ニーズについても対応できるような形ということと考えております。こちらは4章で改めてご説明したいと思います。待機児童の解消という量の拡大だけではなく、質の高い教育・保育も行っていきたいという内容を含めて充実したという言葉で表現しているものです。

中山会長：今、質問に対して答えがありましたが、1つ分かることは、繰り返し説明していただいているのですが、次世代育成支援後期行動計画に書かれている具体的目標、あるいは施策の展開に連なるものとして言葉の選択が1つ行われているのだということだと思います。もう1つは、全体を読む中でこの充実したという言葉の意味が理解されるように書かれているのだと、そ

のような説明だったと思います。ただ、藤澤委員のご指摘は、それを踏まえてもなおかつどうなのかというご指摘だと思いますので、検討事項ということで話を進めていきたいと思います。

次の4章に入ります。31ページ、施策の具体的な展開というところを説明していただきます。

須藤副主幹：では4章についてご説明します。先ほどの3章でご説明した通り、施策の方向は21項目に整理しています。この4章の構成については、まず各基本目標において、現状と課題を提示し、そのことに関する取り組みの方向性としての施策の方向、施策の実施に当たって事業概要という形で構成されています。なお、八千代市次世代育成支援後期行動計画にあった232事業については、重複して掲載されていた事業、社会状況の変化等、今般の個人情報保護法やプライバシーに関わる内容などに配慮し、事業展開を行う内容の一部を変更しておりますが、ほぼ八千代市次世代育成支援後期行動計画の内容を踏襲しています。また、事業の名称等については、八千代市の第4次総合計画に記載されている内容に整理された文言となっています。これを全て、ご説明いたしたいのですが、かなり量がありますので、新しく目標が掲げられているところを中心にご説明します。

32ページをご覧ください。基本目標1、こちらの現状と課題については、八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会に本年度現行計画について検証していただきました。この検証していただいた中で、10年スパンでいろいろな形で子ども施策を進めてきた八千代市にあって、まだ解消しきれない現状や課題が残されていることを検証結果としていただいていますので、その文言をまず現状と課題ということで各基本目標の初めに掲げています。それに加え、昨今社会状況が変化していること、地域との関係が変わってきていることなどを一部加筆等を行っています。

基本目標1「全ての子どもの最善の利益が守られ、一人ひとりの意志が尊重される」の現状と課題としては、皆様もご存じの通り、近年子どもに対する虐待が増えているということから、より一層の課題として社会全体で認識されるようになったことを受けて、35ページの施策の方向1-3、児童虐待の発生予防と再発防止、今回の子ども・子育て支援法において、子どもの権利擁護を保障することを明確にということが記載されていますので、その内容として新たに施策の方向を設けています。

続いて37ページをご覧ください。「1-4 支援を要する子ども・子育て家庭への支援の充実」、こちらも同じく子ども・子育て支援法に基づき、社会的擁護を必要とする子ども・子育て家庭の支援という部分をこの中に盛り込んでいます。これまでこの2つの部分は、次世代育成支援後期行動計画においては、子どもと親の視点で別々に記載されている内容もありましたが、1-3、1-4として新たにそれを1つの視点にまとめています。

次に40ページをご覧ください。基本目標2に関しては、子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項と整合性が取れるように項目を整理しています。41ページ、「2-1 教育・保育施設等の整備」において、「(4)待機児童の解消と併せ、地域の子育て支援を行います」に、前回の会議で認定こども園の設置に関する支援はどうしていくのかというご意見をいただきましたが、こちらは5章にも掲載されていますが、具体的な支援等については現在検討中です。次に42ページをご覧ください。「2-2 保育サービスの充実」、「(2)多様な保育ニーズへ

の対応を図ります」、この中の④子育て短期支援事業の実施とありますが、こちらは八千代市次世代育成支援後期行動計画における、目標事業量の設定の中の、子育て短期支援事業(ショートステイ事業)、この10年間の取り組みの中でもなかなか施設等の確保が難しい状況で、実施には至りませんでした。子ども・子育て支援法では、法定で計画への必須記載事項となっていることから、昨今の育児不安、また育児疲れの軽減が求められているということから、子育て短期支援事業のうち短期入所援助事業を掲げています。内容としましては、養護施設等で保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが困難になった児童の宿泊を伴う一時預かり保育を行う事業でございます。

次に45ページをご覧ください。「2-4 学齢期の放課後支援の推進」を改めてここに位置づけています。「(3)全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境づくりを推進します」ということで、「①学童保育と放課後子ども教室の連携」については、国より、共働き家庭等の小1の壁を打破すると共に、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全に、安心して過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めることと示されております。つまり、両事業の整備を進めていけるよう、放課後子ども総合プランに基づく取り組みについて、次世代育成支援対策推進法にその旨を記載し、市町村は行動計画策定指針に則し、市町村行動計画への記載が必要とされたということです。なお、子ども・子育て支援法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも差し支えないとされています。そのことから、本市では、新事業計画に位置づけて整備を推進してまいりたいと考え、この項目の中に記載しています。また、現在の放課後子どもプラン推進事業が廃止となり、新たな放課後子ども総合プランでは、学童保育と放課後子ども教室を一体的に実施するようということになっておりますので、その方向性についても現在検討しており、その内容がこの中に含まれる形になります。

次に52ページ基本目標4に関しては、体験活動や地域活動の多様化だけではなく、多世代との交流によって学びや成長ができることから、世代間交流の推進を新設しました。55ページになります。施策の方向4-2 世代間交流の推進、今まではシニア世代との交流など、さまざまな方々との交流の機会を保育園・幼稚園等々の遊びを通して行ってきたのですが、少子化の進行ということもあり、特に「②異年齢間の子どもの交流」も今度の新しい支援事業計画ではとても重要なこととなっております。この部分を放課後子ども教室等の実施を通じて、異年齢の子ども同士、きょうだいが少なくなってきましたので、そのような子どもたちへの交流の場を提供していきたいと考え、位置づけております。

次に56ページ基本目標5「仕事と子育てを両立することができる」に関しましては、仕事と子育ての両立に向けて、労働条件の整備だけではなく、家庭での意識醸成も必要であることから、これまでの計画では子育て家庭が子育てする力をつけるという中で扱われていた男女共同参画に関わる内容の位置づけを変え、「男女で子育てをする意識の醸成」という施策の方向を新設しました。

次に58ページ、施策の方向「5-2 仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実」とありますが、今回、時限立法であった次世代育成支援対策推進法の10年間の延長という中には、事業主がこの仕事と子育ての両立ができるような環境を整備するというので、まず事業主

行動計画を策定することを推進・促進してほしいということが重要な課題として掲げられておりますので、58ページにはその旨を記載しました。

以上が4章について、特に現行計画から変更となった内容を中心にご説明しました。施策の具体的な展開となる考え方について、ご意見等がありましたらよろしくお願ひします。

中山会長：どうもありがとうございます。皆さんお分かりのように大変なページ数の中に非常に重要な具体的な展開例、その考え方と施策の方向性が書かれています。多方面からご質問が出るかもしれませんが、まずはこの第4章はとても大事なところだと思いますので、ご質問・ご意見があればお願ひします。

須藤副主幹：説明を補足します。62ページ、基本目標7「子どもや子育て家庭が安心・快適に暮らすことができる」、この中で、八千代市の中では自然環境の保全ですとか、また社会の基盤環境の整備ということを取り上げておりますが、64ページをご覧ください。施策の方向「7-2 子どもと外出しやすい環境の整備」、「(1)子どもや子育て家庭が安全で快適に生活できる社会基盤の整備に努めます」とあります。この内容については、今まで現行の次世代育成支援後期行動計画では、子どもに優しい社会環境の整備ということで取り組んできた内容です。この中にお母さんや小さいお子さんが安心して外出できるように、おむつ交換台や授乳コーナー等の設置及び啓発に取り組んできましたが、なかなか事業が広まらないことも含め、新たに(1)の⑥赤ちゃんの駅の設置、赤ちゃんの駅とはどういうものかご説明いたしますと、主におむつ交換や授乳することができるスペースを確保していただくという内容になります。これを公共施設等に設置しますということで、具体的に赤ちゃんの駅の設置という名称で、現在施策の実現に向けて検討を重ねていますので、この計画の中の、小さいお子さんとお母さんが安心して外出できるような環境の整備に位置づけて展開していきたいと考えています。

中山会長：今の説明は、新規という言葉が書かれているもので、それ以外にも新規のものが2~3か所ありますが新規と書かれていなくても、方向性として今検討中というお話もありました。いろいろな角度から結構ですので、ご質問・ご意見があればお願ひします。

櫻井委員：いろいろ見せていただいたのですが、どれも確かに全て必要な項目だと思います。ただ、優先順位は決められているのでしょうか。例えば赤ちゃんの駅の設置は確かに必要だとは思いますが、これは初めて見たので、今まで私たちがやっていたアンケートの中にこれがあつたという認識も正直ありません。この会議のところで説明したのは、何かそれなりの事情があり優先順位が高いということでしょうか。

須藤副主幹：4章の事業に関しては、優先順位というよりも、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画策定の基本的な指針に掲げられている必須記載事項と任意記載事項です。任意記載事項というのは、特に市町村で取り組まなければならないものではないのですが、八千代市としては、子ども・子育てについて必要だと考え、全て入れております。それから、次世代育成支援後期行動計画で、達成が難しかった事業や、先ほど申し上げたおむつ交換・授乳スペースの確保ということでは、広がっていかなかったという内容を精査して、何が一番障害になっているのかということで、事業名がはっきりしていなかったことではないかと考え、今回整理して位置づけています。

それから新規と書かれている内容については、この部分は今度の子ども・子育て支援事業計画の第5章で、これまで皆様に検討していただいていた量の確保とか、年次整備計画といっ

たものを、市町村が新しい計画を策定するにあたって必ず盛り込まなければいけない項目として記載しております。これは現行の次世代育成支援行動計画で、こちらの4章において、既に事業を担当課が実施しているものや、今まで未実施、その施策についてはずっと構想を抱えている課もありますので、そのことが優先順位に関係なく、網羅されています。絶対しなければならない項目がこちらの新規で挙がっており、5章では、支援事業計画で行わなければならないというもの位置づけられています。4章については次世代育成支援行動計画推進協議会からの検証結果においても、課題として、これは必ず引き続き八千代市が取り組んでいくべきものという形で掲載しています。

中山会長：櫻井委員の発言は、ある意味でこの委員会を通じて今まで議論された中に、このようなことを検討してください、これはどうなっているのですかとといった課題がありました。その課題に関連するご説明も今あったとは思いますが、改めて強調するということがもしあればお願いしたいのですが。

例えば、これまでの会議の時にこのようなことが話題になり、この部分について少しこのような施策に結び付いているとか、そのような話があると分かりやすいのではないかと思います。そのような趣旨に聞こえたのですがいかがでしょうか。

須藤副主幹：45 ページをご覧ください。施策の方向「2-4 学齢期の放課後支援の推進」が掲げられています。これは子ども・子育て会議、第1回から第4回を通して委員の皆様からのご意見、またニーズ調査を行った中でも学童保育のあり方等について検討していただきたいというご意見を伺っています。そのことに対して、市としてもきちんと対策を検討していくため章を新設し、学齢期の放課後支援の推進を図っていくことを記載しています。

特に「学童保育所における待機児童を解消します」では、学童保育の充実ということで、委員の皆様でご検討いただいた内容を反映しています。

中山会長：どうもありがとうございます。では委員の皆様、いかがでしょうか。今までの話し合いを踏まえつつ、今日はかなり分かりやすく、全体的に多岐にわたる内容を、短い時間で説明していただきました。これが1つの素案という形でまとまっていくものですから、確認及び意見があれば発言を求めたいと思います。いかがでしょうか。

友森委員：32 ページについて、全国の児童虐待の件数が7万件を超えたとあるのですが、八千代市では件数が上がってきているのでしょうか。

須藤副主幹：今のご質問につきまして、21 ページをご覧ください。(1)子ども相談センターにおける相談件数で、こちら経年の件数が25年度の状況まで入っております。下の折れ線グラフが延べ対応件数ということで、25年度、最終的には1万5,295件の対応をしたという形で表示してあります。ご参考にしていただければと思います。

中山会長：大事なご質問だったと思います。実際にこれだけの数の事案があったということですね。他にいかがですか。

竹内委員：同じページで平成25年度の虐待に関する相談件数が520件ですが、この相談者は分類されていないのでしょうか。どなたが相談されたのでしょうか。

中山会長：詳細ですね。全体の件数がこれで分かったの、その内容についてということでしょうか。

竹内委員：自分で子どもに虐待してしまいそうという不安からの相談とか、実際に近所で虐待事件が起こっているかもしれないという相談とか、いろいろあると思います。

中山会長：いかがですか。データがありますか。

須藤副主幹：次回までに分かるような形でご用意します。

竹内委員：この7万件というのは事件としてでしょうか。八千代市の場合も、どこか公的な機関、警察などいろいろなところに訴えられた件数かとは思ったのですが、問題のない家庭で育てられながら、ものすごく虐待されたと思っている若い母親からの子育ての悩みの相談が新聞に投稿され、載っていました。その家庭内だけで母親が不安を感じているような虐待の恐れへの不安もあると思います。そのような電話も市で受け付けられているのではないかと思います。そのような場合は育児相談として挙がっているのかとは思いますが。

中山会長：35 ページに八千代市が取り組もうとしている虐待の発生予防ないし再発防止に関する取り組み、今委員がおっしゃったようなことも含めて対応をどのようにしていくのかが記載されています。大事なご指摘だったと思いますが、充実が図られていくようです。次回またデータが出てくるようです。よろしいでしょうか。

藤澤委員：41 ページ。まず待機児童の解消だというのは、理解はできるのですが、どうも量の拡充が強調されていて、質の問題がほとんど入ってきていません。質についてもぜひ検討をしていただきたいものです。結局こども園の質の向上にあたり、消費税の増加がまた1年半先に延びてしまったという状態ではありますが、ぜひ八千代市の方で財源を確保していただいて、国に先駆けて質の充実に努めていただきたいというのがお願いです。

例えばですね、1歳児の保育所の配置です。これは全国的にどこの保育園でも問題になっており、1～2歳児の保育所の配置が2対1という国の基準ですが、どう考えても1歳児を6人の保育者で見るということは難しいです。それから保育士の配置等をお願いします。

それから、今回4月1日の人数で0～1歳児、2歳まで事業計画をお作りになっていますが、年度末には、定員に達するとおそらく弾力化で対応せざるを得ないという状況ですから、どこかに質の問題をきちんと記載していただきたい。原則として5年先までこれは載るわけですから、質の向上に取り組むという文言はどこかに入れていただきたいというのが1つのお願いです。

それから、保育園での子育て相談及び情報提供については認定こども園が行うということでしょうか。認定こども園の普及促進を図りますという文言なら分かるのですが、ここのタイトルはいかがなものかと思えます。

それから43 ページ。幼児教育の推進というところで、実は八千代市の方で、幼児教育振興プログラムと幼児教育振興アクションプログラムというのを作っておられると思います。こちらは平成26年度までの計画で、それを受けてやはり作成が必要だと思いますし、幼稚園・保育園等、小学校との連携というのが子ども・子育て支援事業計画にも出てきます。スムーズに行くように、幼稚園・保育園・認定こども園等が幼児教育の質の問題についてきちんと小学校との連携を踏まえて円滑な引き継ぎできるような体制を作っていただきたいと思えます。

それから、子育て支援のところですが、地域の子育て支援のところ、地域子育て支援センター、認定こども園、保育所というのがあったと思います。私の見落としかもしれませんが、保育所に関しては子育て支援拠点事業、認定こども園、幼稚園も地域子育て支援センター的な役割が期待されています。連携を取るための地域のネットワークをつくる子育て支援をセ

ンターだけではなく、地域で担っている、幼稚園・保育園・認定こども園が担っているということもぜひ記載していただいて、その充実を図っていくというような記載を入れていただきたいと思います。

中山会長：今、大事なところを4つ指摘していただきました。最後から思い出しながら整理していきたいと思います。いわゆるネットワーク関連の中で、センター的なものをどのようにということなのですが、今お話があったところはどこかに記載されていますか。具体的な展開の中で、子育て支援におけるネットワークづくりの中でのセンター機能的なもの、ネットワークを推進するようなどの記載のしかただと思うのですが、それがどこに書いてあるのか、分かりません。また後で気付かれたらということをお願いします。

それから、その前にお話しになったのが、43ページ。「子ども一人ひとりを大切にし、豊かな育ちを保障する幼児教育の充実を図ります」というところに関連してのご発言だったと思います。

藤澤委員：平成22年3月、八千代市幼児教育振興プログラムというのが作られて、これを受けて八千代市幼児教育振興アクションプログラムを翌年に作っています。その中に幼稚園・保育園等、小学校との連携だとか入っていて26年の3月までです。多分文科省の方でも引き続き作ることは聞いているのですが、そのあたりの記載をお願いしたいです。

葛原主査：それについてですが、文科省の方でそれを引き続き作るということは今のところ示されておられません。子ども・子育て支援事業計画に包含されていくという形では記載されています。八千代市の場合は情報交換会という形で、幼稚園と保育園と小学校の3者の代表の方が情報を交換してきました。子ども・子育て支援事業計画においても、小学校との連携は、幼稚園と保育園でもっと深めていかなければいけないという内容が入ってきていますので、今後はさらに必要になることから記載しています。

中山会長：そうしますと、今の指摘のことは、この案をプランニングされる過程で十分認識した上で、これまでのあり方を再検討してどうするかという位置づけからやっていくということですね。だからなくすわけではないということですね。

河原主査：81ページをご覧ください。5章で説明しようと思っていたのですが、5章については基本的記載事項ということで必ず計画に載せなければいけない必須事項です。この中で認定こども園・幼稚園及び保育所と小学校との連携についてということで、詳細については追ってまた検討しなければいけないのですが、市としても小学校教育への円滑な接続に努めたいということをお記しています。

藤澤委員：こちらは今年で終わるので、それが次につながることでありますから。今まで何が問題として出たのかということで検討をお願いします。

中山会長：あとは前半の藤澤委員のご発言は、41ページから始まったわけですが、待機児童の解消というので、量の問題だけではなく、質的な面についてどうやっていくのかということをもし記載ができればというお話でした。もしかすると、この次の章にも関連するかもしれないので、後ほど今のやり取りができればと思います。

併せてご発言があったのは、1～2歳児の扱い、あるいは0～1歳です。その辺もやはり人の手当てのしかたを、八千代市がもし手厚くできるのであれば、質という観点からそれは重要なのでというご指摘だったと思いますので、それは記録していただいて、また後で関連する

お話があればと思います。

今大事なご指摘・意見がありましたが、他にぜひこれはというところがありましたらどうぞ。

竹内委員：42 ページ。小規模の家庭的保育は、八千代市の見通しというのはどのような形で進められるのか伺いたいのですが。全く来年度はなしということでしょうか。

中山会長：こちらは次の章に関連して出てきますか。そうすると今の委員の話は、また次の章で、不十分でしたらご質問をいただければと思います。

丸山委員：先ほどの藤澤委員の質問にも関連するのですが、41 ページの「(3)利用しやすい保育園づくりを推進します」という概要のところに、八千代市新保育ガイドラインに沿ってとあります。この新保育ガイドラインというのは、保育ガイドラインが担保になって質の向上につながるのだと思いますが、こういった計画でつくられるのでしょうか。

中山会長：いかがでしょうか。新保育ガイドラインとはどのようなものでしょうか。

木村主任主事：新保育ガイドラインとは、前回、新保育所保育指針が出た時に作ったガイドラインのことで、今現在のガイドラインです。新しくガイドラインを作るという意味ではなく、新保育所保育指針が出る前にガイドラインがありまして、その後、新指針に合わせて作ったので新ガイドラインというタイトルを付けています。

藤澤委員：こちらは保護者が利用しやすいガイドラインなのですか。記載があるのですが、どこが利用しやすいのか教えていただけますか。

中山会長：こちらは記述のしかたも今のような質問が出るということであれば検討が必要です。

藤澤委員：例えば、そのガイドラインが保育の質の向上につながるようなものだとか、内容の充実だとかということであれば、そのような形容のしかたがあると思うのですが。利用しやすいというと、保護者の利用しやすさだと思うので、それは違うのではないかという気がします。

須藤副主幹：八千代市次世代育成支援後期行動計画の中では、タイトルが「信頼される保育園」となっており、「より利用しやすい保育園づくりをします」と記載されており、その文言を踏襲しています。私たちが検討のうえ、このような表現にしましたが、修正方法等を検討します。

藤澤委員：質の問題を記載し、質の向上に努めますとか、ガイドラインの活用だけではなく、例えばここにサブタイトルで、実際にできるかどうかは分かりませんが、国の方向性で拡充ということで、質の向上につながってきますから、保育の質を高めるように努めますとか、そのような形をお願いします。例えば質の高い保育園づくりを推進しますとか、そんな形で。ガイドラインというのは結局保育の質について書いてありますし、そのような形の表現をされてはどうかと思います。

中山会長：委員から質という言葉に関係して具体的な事例がありました。つまりこの委員会でも質を担保する、保育の質を高めるというのは、何を指しているのか、もし説明を求められた時に、これを八千代市は進めていく、要するに年数を掛けてやっていくのだということがはっきりと示せるのであれば、そのふさわしい言葉を使っていただけますよね。だから、そのあたりぜひご検討いただければと思います。

他にいかがですか。

石田委員：33 ページですが、施策の方向「1-1-(1)-①子どもの権利に関する条例の制定の検討」に関してですが、これは制定という形にはできないのでしょうか。制定の検討はもう継続的に何年もされていると思いますので、検討というよりは、もう制定に向けて進むということで、子

どもが主体になれるようなまちづくりができていくのではないかという意見です。

2 点目が、2 の子ども自身が自由に相談できる体制を充実しますというところで、私自身が今ソーシャルワーカーを養成している立場ということにも関係してなのですが、スクールカウンセラーだけではなく、長期的な目でもいいので、ぜひ、スクールソーシャルワーカーを配置して、その心の問題だけじゃなくて、家庭環境を整えてあげるといような介入を検討していただきたいなと思います。

ただし、予算との兼ね合いもありますので、例えば 39 ページの(4)、不登校・引きこもり児童等への対応の充実ということでは、障害のある児童の支援と比較しますと、かなり内容が薄く感じられます。実際に、不登校や引きこもりのお子さんを抱えているご家庭は出口が見えなくて困っています。例えば、担当課が学校の方に定期的に巡回していただくとか、あるいは教員研修の中に早期の介入のしかたという心理の専門家とか福祉の専門家が事例検討するような形で研修の中に位置づけるとか、お金の掛からないような形で、何か工夫もできるかと思しますので、もう少しこの層を厚くしていただけたらいいなと思いました。

中山会長：33 ページの子どもの権利に関する条例の制定について、検討しますというのではなく、制定という方向性で進めてはどうかという意見だったと思います。

それから、スクールカウンセラーに関する相談のところに、スクールソーシャルワーカーなどの専門職が位置づけられてきましたが、もし入れられたらということでしたね。

それからもう一点は、39 ページのさまざまな課題を抱えているお子さんへの支援として、それを支援する側のあり方として研修のようなものをもう少し充実させてはどうかとか、関係者が該当するところに巡回するとか、そういった提案が出ていました。ご検討を加えていただきたいと思います。

他にいかがですか。大事な指摘がたくさんありますが。

藤原委員：1 つ目は事務的な簡単なことなのですが、この第 2 章の資料は、一般の方にもお見せするような資料になるのですか。そうだとしたら、私はこれを見た時に、見にくいと感じました。例えば 19 ページ、20 ページのグラフの見方が、生別世帯と障害者世帯で同じ白四角に見えるので、どちらの数字なのかと分かりにくいです。20 ページもそうなのですが、0～5 歳が真っ白の四角で、15 歳から 17 歳も真っ白の四角に見えるので、これはどのグラフなのかというのが見にくいので、凡例の部分をもう少し分かりやすくした方がよろしいかと思ます。

あとは 23 ページの表も見にくく、表ではなくグラフにするか、一番左端に合計の数字を書き出すとかしないと、全部ゼロに見えると思います。もし一般の方に見せるのであれば、この辺は工夫してはどうかと思います。

2 つ目が例えば 34 ページですが、子どもの意見を反映させたいという気持ちが非常に伝わってきて素敵だなと思いました。ここにも書いてありますが、例えば公園とか子どもの遊び場所、子どもの居場所を作るにあたって、多分子どもの意見を聞いていこうということだと思のですが、子どもは小学生ぐらいになったら自分の意思などをきちんと言えとは思のですが、小さな子どもとか障害を持っている子どもなどは、自分の意思をうまく伝えられず、話すことのできる子ども、うまく表現できなかったりするので、遊びの専門家の意見等も十分入れていただきたいと思いました。

というのは、今日も午前中に新川沿いの新しい公園で遊んできたのですが、遊具がマンションの近くにあり、雨で濡れ、日が当たらないので全然乾かず、みんなお尻をどろんこにしながら滑り台を滑っていました。でもちょっと離れたところではすごく日あたりのいい広場があるので、何で遊具はこっち向きに付けなかったのだろうかと思います。何か理由があって設置したのかもしれないが、遊びの専門家の視点から見れば、もう少し工夫が出来たのではないかと思います。今日遊んでいる子どもたちの様子を見ていて、横の斜面で遊んでいたりと、何ていうことのないベンチやマンホールで遊んでいたります。子どもは、マンホールで遊びたいとか斜面で遊びたいとは言わないと思う。そのような視点を遊びの専門家の方々なら言えると思います。大人は、アスレチックとか面白い遊具を付ければ子どもは遊ぶと思うが、意外とそうではなくて、素材的な遊びの方が子どもは思考力・想像力を使って長時間遊ぶので、何かそのような意見も取り入れた遊び場づくりを進めてほしいと思いました。

3点目、最後ですが、例えば53ページですが、幼児教育振興プログラムの検討委員もしていたので、その中でよく言われていたのですが、八千代は自然が豊かに残されていていい環境があるのに生かされていないなというのを感じます。ここでも少年自然の家の活用とか書いてありますし、プレーパークとかもあるのに、今は全然活用されていないといったことがあります。新しく作らなくても、今ある既存の素晴らしい環境を活用してもっと展開ができると思います。少年自然の家も、私は子どもたちを連れてバスに乗って行っていました。バスが廃止となり、子どもたちが自力で遊びに行こうにも行けない環境になっています。64ページの「子どもと外出しやすい環境の整備」で、路線バスの調整等ということがありますが、豊かな自然環境があるので、本当は、子どもが自分で歩いてとか自転車でいける場所にあれば一番いいとは思いますが、今やバスもなく、少年自然の家に素敵な環境があるのに、大人が連れていかなければ行けないという状況ではもったいないなと思います。最初はイベントとか、何か場所を作って呼び込まないといけないとは思いますが、自然環境を使ったそのようなサービスとか、そこに行く路線バスを整備して、総合的なまちづくりができたらいいなと思いました。

中山会長：どうもありがとうございます。グラフのご指摘についてはぜひ検討をしてください。それから、後半のご指摘、自然環境と子どもとのつながりで、遊びの専門家をもっと設置するとか、何か考える時に取り組んではどうかということでした。子どもの意見を求めるというのは、これはもう基本的なこととしてというご指摘だったと思います。これについてご発言があればお願いします。よろしいでしょうか。

では他にいかがですか。

藤澤委員：3点あります。1つ目は、例えば20ページのグラフを見ると、障害児について幼稚園での受け入れをほとんどしていないし、保育園も少ないとこれだけ見ると非常に少ないと感じるわけです。これはあくまでも診断が下っているお子さんたちの受け入れ状況で、これについてはおそらく制度が充実しているという事情があると思っています。実を言うとまだきちんとした判定を受けていないお子さんも潜在的にたくさんおり、そのお子さんたちが実際には幼稚園・保育園に来ています。本来であればそのような子どもたちの早期発見と関係機関のネットワークが非常に重要な問題であり、個別指導が必要な幼児の受け入れがどこの園でもできるような体制の充実が大事なわけです。実は幼稚園関係からも、それについて充実の要望

があります。そのあたり、発達障害児には変わりはないのですが、判定を受ける前の子どもたちの受け入れに対する充実をどこかに入れていただきたいと思います。

そのグラフの中にも5歳児健診というのが実は入っていました。それはなぜかという、小学校に行く前に3歳半健診があるけれども、5歳児健診がないので、5歳児健診をやっているところで成果を上げているところもあるということなので、アクションプログラムの中には5歳児健診も入っていましたから、何らかの形で記載をお願いしたいと思います。

中山会長：いかがでしょうか。グラフから話が始まったのですが、非常に大事なご指摘だと思います。いわゆる早期発見がその子の発達を改善したりする、促進する仕組みを素案の中に取り込めないかというご指摘かと思います。すぐに回答が出なければ、記録しておいていただいて、どう考えるかというところでよろしいでしょうか。

藤澤委員：2つ目はワーク・ライフ・バランスのところなのですが、57ページ。両立支援というのは母親だけの問題ではなく、両親の問題です。「父親の子育て意識の醸成を図り」となっていますが、例えば父親と母親両方記載していただきたいと思います。それから、次の58ページですが、ここも父親が育児休業を取得しやすくなっているのはいいですが、父母、あるいは保護者、両親共にというふうに変えていただきたいと思います。

中山会長：今の2つ目のところ。これもいわゆる変えますとかそのようなことではなく、検討していただくということで慎重にやった方がいいと思います。ただ、ご指摘の考えは伝わったと思います。

藤澤委員：3つ目。子どもの声の騒音問題というのがだいぶ取り上げられていて、国の子ども・子育て会議でも話題が提供されていると思います。うちも近所から本当に苦情が始終掛かってきます。園庭で体育指導をやっているだけで、指導の音がうるさいとか言われることがあります。それから子どもの預かり保育をやるところで、隣から怒鳴り込まれるというのが多々ある状況です。子どもの声の騒音問題について今後検討していただければと思います。子どもの声は騒音とは認めないという考え方が社会に浸透している北欧の国もあるし、確か東京都も条例で、子どもの声は騒音とは見なさないと聞いています。これから小規模保育所も含めて、八千代市で保育園等の充実を進めなければいけませんし、少子化に向かっていく中で子どものことに寛容な社会づくりを地域が支援するという視点からご検討いただきたいと思います。

中山会長：環境という意味で、寛容な社会という言葉が使われましたが、要するに社会問題として報道されるように、子どもの声を非常に不快に思われる方がいるということですね。そのような社会でいいのかどうかという議論が起こっているものですから、これに対しても考え、かつ素案の中にもし関連する記述ができれば一番いいわけで、そのあたりもご検討いただくということでもよろしいでしょうか。

まだまだいろいろご発言があるかもしれませんが、残りの章を進めて、その後またいろいろ意見を求める形にしたいと思います。では残りの章をお願いします。

河原主査：68ページをご覧ください。68ページから81ページについては、子ども・子育て支援法第61条第1項により、基本指針に則して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされています。また、法第61条第2項により、事業計画の作成に関する基本的記載事項、必ず記載しなけ

ればならない事項として、教育・保育提供区域の設定に関する事、各年度における教育・保育の量の見込み、並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事、各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等、あとは子ども・子育て支援給付に関わる教育・保育の一体的提供及び当該教育先の推進に関する体制の確保に関する事が、必須事項になっていますので、第5章として記載しています。

まず68ページの教育・保育提供区域の設定についてですが、市町村は地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位・中学校区単位・行政区単位等、地域の実情において保護者や子どもが、自宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています。また、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて認定区分、または地域子ども・子育て支援事業ごとに設定することができるとされています。教育・保育及び地域型保育事業の提供区域に関しては、平成26年度第3回子ども・子育て会議において、幼稚園については保護者が教育方針の中で選択している例も多く、送迎バスの実施により広範囲にわたって利用されている現状があるということ、保育施設については、自宅との距離だけではなく、保護者の通勤経路によっても選択が異なるなど、自宅の所在地と利用施設の区域が一致しないケースも想定されることから、教育・保育施設については市内全域を1区域の設定としています。また、地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、事業の特性及び実態を考慮し、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業の2事業については、八千代市地域コミュニティ推進計画におけるコミュニティ区域同様7つの区域を設定しております。その他の地域子ども・子育て支援事業については、市内全域を1区域と設定しました。

次に70ページをご覧ください。初めに量の見込みについてですが、各年度における教育・保育の量の見込みについては、教育・保育の利用状況及び利用希望者調査、ニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえて作成することとされています。具体的には、教育・保育の利用状況及び利用希望を分析・評価し、基本指針に掲げられた内容を参考として、教育・保育、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関わる必要利用定員総数という量の見込みを定めるとされています。量の見込みを定める際には子ども・子育て会議においてニーズ調査と量の見込みを審議するなど、量の見込みの算出根拠の透明化を図ることとされており、本市においても子ども・子育て会議において量の見込みについて審議してきました。

次に確保の内容及びその実施時期についてですが、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごと及び認定区分ごとに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に関わる教育・保育の提供区域の確保の内容及びその実施時期を定めるとされています。その際、保護者の就労状況及びその変化等を踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めることとされています。なお、待機児童解消加速化プランにおいて、目標年度とされる平成29年度末までに量の見込みに対応する教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされています。本市においては、子ども・子育て会議にて審議した量の見込みに対して、10月末時点での幼稚園・保育園等事業者の新制度への移行を踏

まえた上で、平成 29 年度末までに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指して、確保の内容及びその実施時期を検討しました。

78 ページの平成 27 年度の表をご覧ください。量の見込みの欄については、現在の会議までに委員の皆様からのご意見を踏まえた量の見込みになります。特定教育・保育施設の欄については、事業計画素案を策定するにあたり、10 月末時点での幼稚園・保育園等の業者の新制度への移行を踏まえたものとなっています。また、新制度に移らない幼稚園については、確認を受けない幼稚園の欄においてお示ししています。幼稚園・保育園等事業者の新制度への移行を踏まえ、市としての確保方策としては、3 号認定、0 から 2 歳の部分について特定地域型保育事業、小規模保育事業等の実施により確保に努めていきたいと考えています。

次に、平成 28 年度と平成 27 年度を比較していただきたいと思います。特定教育・保育施設の欄のうち、1 号認定については 88 人から 813 人。2 号認定については 1,216 人から 1,286 人に増加していることが分かると思います。こちらは平成 28 年度に新制度に移行する予定としている幼稚園・保育園等事業者が特定する認定区分や定員数等を勘案したものであるため、その分が増加となっています。市の確保方策としては、平成 27 年度同様に引き続き小規模保育と特定地域型保育事業に努めてまいりたいと考えています。以上のような構成で 72 ページの平成 31 年度まで、各年度における教育・保育の量の見込み、並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について記載しています。

次に 73 ページ以降の各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期についてご説明します。初めに量の見込みについてですが、各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やニーズ調査により把握する利用希望を踏まえて策定することとされています。例えば一時預かり事業の量の見込みについては、現行の一時預かり事業に加え、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を踏まえるなど、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望を分析・評価し、基本指針に掲げられた参酌標準を参考として事業における量の見込みを定めるにあたってその算定に当たっての考え方を示すこととされています。量の見込みを定める際は、子ども・子育て会議において意見をいただくなど、量の見込みの算出根拠の透明化を図ることとされており、本市においても子ども・子育て会議において量の見込みの算出根拠等について審議してきました。

次に確保の内容及びその実施時期についてですが、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、各年度の量の見込みに関連する事業の種類ごとに各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容、その実施時期を定めるとされています。地域子ども・子育て支援事業については、74 ページ以降、事業の種類ごとに各年度の量の見込みに対応する確保の内容及び実施時期を記載しています。

74 ページの時間外保育事業の欄をご覧ください。構成としては、量の見込みの欄については会議でもお示してきた見込み量を、確保方策の欄については、基本的には現在の取り組みにおいて受け入れ可能な最大の数値として記載しています。放課後児童健全育成事業、学童保育所については、教育・保育施設同様に各年度地域別に定員の拡大に努めていきたいと考えています。なお、76 ページの子育て短期支援事業の確保数についてですが、平成 27 年度

は見込み量の半分としています。これについては事業開始に伴い、事務手続き等をしていかなければならないことがあり、その期間として4月からの半年を準備期間としたいと考えましたので、10月に事業開始を目指したいと考え見込み量の半分の確保方策としています。以上のような構成で80ページまで各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容並びにその実施時期について記載しています。

次に、81ページをご覧ください。子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項についてです。こちらについても、基本指針に基づき4項目に体制をお示しすることとなっています。先ほどもお話が出ていましたが、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割として3番目。あとは4番目には、小学校との連携についてということで、今後この事業計画において市としての考え方をお示ししているものとなります。

中山会長：6章もお願いします。

須藤副主幹：次に6章、計画の推進についてご説明します。84ページをご覧ください。まず1番、計画の推進体制についてですが、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業、その他の子ども・子育て支援を総合的かつ効果的に提供するために計画推進に関する部署、担当課を中心に千葉県・近隣市町村、また教育・保育施設の事業者、これから始まる地域型保育事業者、その他子ども・子育て支援を行うものと連携しながら計画を推進していきたいと考えています。また、教育・保育施設と地域型保育施設などの事業者との円滑な連携が図れるようにということも視野に入れ、交流支援等を検討していきたいと考えています。

2番、この計画の達成状況の点検及び評価についてですが、八千代市次世代育成支援後期行動計画においても、八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会の方で毎年計画に対する進捗状況を把握するための調査や報告等が行われていましたが、この計画に関しても特に5章に掲げられている法定事業の実施状況や、これに関わる費用の使途・実績等を点検・評価し、必要な対策を実施していきたいと考えます。公表に際しては、公表する前に必ず年度ごとの状況について、子ども・子育て会議に諮り、委員の皆様からの意見も参考としながら点検及び評価の結果としていきたいと考えています。

3番目、市民・関係団体・関係機関との連携で、これは市だけでは子ども・子育て支援を推進することが難しいことから、本計画の推進にあたっては、地域及び社会全体が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら支えられるような形を取っていきたいと考えます。また、市においても本計画や新しい支援の新制度について、広報やちよや市のホームページなどを活用して、広く周知していきたいと考えています。さらに関係機関・関係団体・NPO法人、市内の民間企業とも協力関係を構築すると共に、また深めながらこの取り組みを支援し計画を円満に推進していきたいと考え、この章に計画の推進体制を記載しております。

中山会長：ありがとうございます。第5章の事業計画、そして第6章の計画の推進、この2つについて説明がありました。特に第5章は量の見込みに基づいて、今後幼稚園や保育園等の事業者の新制度への意向を踏まえた確保をどう図っていくのか。5年間にわたる数値の具体的な計画になっています。これについてご意見、あるいは質問があればお願いします。

櫻井委員：71ページの確保方策で3パターン、表の真ん中に特定教育・保育施設、特定地域型保育事

業、確認を受けない幼稚園という記載があります。地域型保育事業は分かるのですが、確認を受けない幼稚園というのは何に当たるのでしょうか。

河原主査：まず現行の幼稚園、私学助成を受けている通常の私立幼稚園がこの確認を受けない幼稚園になります。というのは、子ども・子育て支援法の中で確認を受けませんという申し出をしないと、自動的に新制度に移るという仕組みになっています。例えば27年度のところで88という数字となっていますが、実は1園が新制度に移行する予定があり、それ以外の幼稚園については確認を受けないという意思表示をしてもらった形で書類を出してもらっている経緯があります。扱いとしては、量の見込みの算出の手引きというのが以前の会議資料にあったのですが、その後ろのページに記載方法としてこういった書き方を、確認を受けない幼稚園についてはすることが可能だということでしたので、こういった内容にさせてもらっています。ですから、新制度に移らない幼稚園の定員数だと思っていただければと思います。

櫻井委員：新制度に移らない私立の幼稚園ですね。

河原主査：そうです。

櫻井委員：特定教育・保育施設というのは通常何と言われるものですか。

河原主査：今の認可保育園とその新制度に移る私立幼稚園、認定こども園になります。

櫻井委員：では、認可保育園と通称認定保育園のことを指しているということですね。それで、特定地域型保育事業というのは、以前お示しがあつた小規模保育園とか家庭的保育園でしょうか。

河原主査：そうです。

櫻井委員：認可外保育施設についてはどう考えているのでしょうか。

河原主査：それについては、市内の幼稚園事業者にも、今後5年間でこういった形で新制度に移ることを考えているのかというのを基にして、7月に調査を掛けさせてもらったのですが、その時の状況では例えば3～5歳の部分についても確保しなければならないということだったのですが、新制度に移りたいと考えている私立幼稚園が結構出てきたので、その関係で3～5歳については量の見込みに対して新たに確保しなければならないということがなくなってきたのが見えたので、市としてはまず0～2歳の部分がやはり不足しているということで、確保に努めていきたいと思っています。

先ほどの説明の中で、特定地域型保育事業の中では、具体的な内容はまだ検討はできていないのですが、今回の新しくできる小規模保育事業として、事業者の公平性を保つために公募等で募集をしていく際に、現行の認可外保育園を運営されている方にそこに応募していただいて、小規模保育事業者となっていただくような考えでいます。

櫻井委員：ではお話を整理すると、今足りない部分に関しては、現在の私立幼稚園の意向を持って方針が決まったということですね。でも、八千代市の今の基本目標の2番目には、充実した教育・保育を選択することができるかとあります。選択する主語は先ほど子どもと保護者だとおっしゃっていましたが、自分で望んで教育・保育施設を選べるのであれば、少し矛盾しているのではないかと感じました。

前の会議の時にもお伝えしましたが、認可外保育施設の助成金というところが八千代市はとても遅れており、千葉市・船橋市・習志野市・市川市では2歳児は2万円、3歳児以上は月9,000円というものが出ているのです。ここがとても遅れているということを私もよくお母様たちから耳にします。そこがどうなるのかなというのは少し気になっていたのですが、内

容を見る限りあくまでも認可外といったところは除いて、いわゆる市の認めた認可保育園、認可こども園、特定地域型保育事業、そして私立幼稚園。選ぶ権利があるお母様たちには、金銭的な部分で公平ではないという印象を受けてしまいました。

中山会長：確保方針に書かれている言葉の説明の中で、今委員のご指摘の部分については、今後5年間の中でどう動いていくかが大事なポイントですね。ですから、今の指摘・意見について、市としてのスタンスはある程度分かったわけですが、同時にそのようなところを利用している方々に関し、そこを大事にしてほしいという指摘に対して、どのように考えて対応していくのか。相互の連携が重要だと思います。そういった意見として受け止めましたが、ぜひ今後5年間という視野の中で考えていただきたいと思います。

藤澤委員：5年間というところなのですが、千葉市子ども・子育て支援事業計画に関して、中間年度でいったん見直しをするそうです。というのは、待機児童の状態も動いてくるし、事業者というのは4月1日の数ですよ。ですから、年度末の待機児童のことを加味すれば、必ず、0～1は不足というのは十分に考えられる状況かと思います。

それから消費税が1年半先延ばしということで、幼稚園関係の移行についても、平成29年度を目途ということ考えているところが多くありました。ただ、平成29年度を目途ということが非常に怪しい状況になっていますので、それより1年半延びると考えます。平成31年度ということになると5年先ですので、中間年度での見直しというのも一つご検討いただきたいと思います。

それから85ページで、先ほどご質問をいただいたのですが、法定事業の確保数の見直しを毎年されるのでしょうか。この会議を定期的に毎年事業評価という中でやっていくのでしょうか。だとすれば、中間年度で見直しが必要であれば検討し、毎年少しずつ事業量の見直しを図るという可能性もあると思うのですがいかがでしょうか。

中山会長：いかがですか、大事なことだと思いますが、84ページあたりのやり方ですね。

須藤副主幹：5ページをご覧ください。計画の期間という形で、策定の基本的な指針にも記載がありますし、子ども・子育て支援法の中にも規定されていますが、「計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は」とあります。特に中間年をもってとかではなく、先ほどの84ページの点検・評価は、子ども・子育て会議のこれからの重要な議案かと思います。本会議は計画を策定する時だけ開催するのではなく、継続的に開催し、質の高い教育・保育のあり方、4章、5章で計画として位置づけた施策・事業がどのような形で行われているのか、特に5章で特定教育・保育、また特定地域型保育事業とありますが、特定と付きますのは公費を交付するもので、今回新制度において創設された施設型給付を受けるところになります。私立幼稚園においては、この施設型給付に移行するのか、もしくは現行の私学助成のまま残るかという選択を行わなければいけません。もちろん新制度に移行すると、応諾義務ということで、定員に余裕があれば必ずお子さんを受け入れなければいけません。また、国・県・市の方向性と合わせていただかなければいけない部分も生じてくるかと考えます。その施設型給付を受けている費用の使途の適性なども、今後私たちの方で確認作業を行わなければいけませんし、その状況についての把握もこの子ども・子育て会議の重要な役割としております。先ほどご意見がありましたが、中間年、平成29年をピークに国の方では子ども人口が急激に減少するとの推測で、その前に実績と、今策定している待機児童の解消等の内容が大きく離れてい

ないかを確認した方がいいのではないかとということが国からも示されています。計画は必要に応じて見直すということは 5 ページに記載しておりますことから、84 ページでは今後この子ども・子育て会議では私どもで調査したいろいろなものに、皆様からご意見をいただきながら、必要があれば改善等のご意見として伺ってまいりたいと考えています。

藤澤委員：毎年という理解でよろしいですか。

須藤副主幹：はい、その通りです。ただ、実績というものがすぐに出てきませんので、平成 27 年度はスタートする年ですから、その実績が上がってくるのは平成 28 年になってからだと思います。そのような形で、年度ごとのものを評価していただくことを考えています。

中山会長：時間もかなりたちました。まだまだご発言・質問等があると思いますが、いかがでしょうか。全体を通して、何かありましたらお願いします。

では基本的な八千代市の子ども・子育て支援事業計画素案について、この別表も通して、考え方、そして実際の展開、そして事業計画、実際の数値が入ったもので示されました。これをもって、子ども・子育て支援事業計画素案について皆様のご意見、あるいはご質問を受けたということで、この場で閉じたいと思います。

ありがとうございました。この素案については、今日たくさんの委員からご意見・ご質問が出ました。この結果を踏まえて、次回の会議で素案について再度お話をさせていただくこととなります。では、今日の会議はこの 1 点ですので、これで終了となります。事務局から皆さんに次回の会議開催日程について説明をお願いします。

河原主査：次回会議の開催日程、報酬の支払についてご説明します。初めに、次回の会議の開催ですが、12 月 19 日の金曜日午後 2 時からの開催を予定しています。詳細については開催通知をご送付しますのでご確認いただきたいと思います。その際にご出欠の確認をしますのでご協力よろしくをお願いします。

続いて本日の会議にご出席いただいた報酬の支払についてですが、平成 26 年 12 月 11 日木曜日頃を予定しています。

中山会長：ありがとうございました。何か今のご説明についてご質問があれば、よろしいでしょうか。

他にはよろしいですか。ないようですので本日の会議はこれで終了とさせていただきます。長時間にわたりどうもありがとうございました。